川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○川崎市環境影響評価に関する条例施行規則<br>平成12年９月５日規則第106号<br>（適用除外）<br>第82条　条例第79条の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。<br>（１）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第88条第２項に規定する事業<br>（２）　建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業<br>（３）　被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業<br>（４）　その他災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業 | ○川崎市環境影響評価に関する条例施行規則<br>平成12年９月５日規則第106号<br>（適用除外）<br>第82条　条例第79条の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。<br>（１）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第２項に規定する事業<br>（２）　建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業<br>（３）　被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業<br>（４）　その他災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業 |